

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成25年4月1日制定)

改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第16条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 常勤の役員については、報酬及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

2 非常勤の役員が理事会の出席その他事業団の役員として職務を執行した場合には、報酬を支給する。

3 非常勤の評議員が評議員会又は理事会に出席した場合には、報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 常勤の役員に対する報酬の額は、次の各号に掲げる職名の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 490,000円

(2) 専務理事 440,000円

2 沖縄県から派遣される者を常勤の役員に充てる場合は、前項の規定にかかわらず、その者が沖縄県で勤務する場合に支給されることとなる給与の額を支給する。

3 非常勤の役員及び評議員（以下「非常勤の役員等」という。）に対する報酬の額は、日額9,300円とする。ただし、沖縄県職員には支給しない。

(期末手当)

第4条 常勤の役員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に支給割合を乗じて得た額を支給する。この場合において、期末手当基礎額及び支給割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 期末手当基礎額 前条第1号に定める額に100分の20を乗じて得た額の合計額

(2) 支給割合 100分の135（夏期100分の65、冬期100分の70）

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員の報酬等の支給日、支払い方法等については、職員の例による。

(旅費)

第6条 常勤の役員が職務のため旅行したときは、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）を準用し、旅費を支給する。

(費用弁償)

第7条 非常勤の役員等が職務のため旅行したときは、旅費条例を準用し、費用弁償を支給する。